

議案第 37 号

専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次の事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 22 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 専決処分する事項

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について

2 専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、甲府市市税条例を直ちに改正する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分するものである。

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第5条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項を削る。

附則第5条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第11条の2を削り、附則第11条の2の2を附則第11条の2とする。

附則第11条の6第3項を削る。

附則第12条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番

号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア(イ) a 中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア(イ) a 中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１２条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

附則第１５条中「第１０項、第１４項、第１６項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項、第３３項、第３５項、第３６項若しくは第４０項」を「第９項、第１３項、第１５項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項、第３２項、第３４項、第３５項、第３９項若しくは第４６項」に改める。

附則第２０条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第２６条第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附則第３５条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第２条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例（以下

「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- ２ 令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和３年法律第７号)附則第１条第４号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和２５年法律第２２６号)附則第６４条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第３条 令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第１１条の２及び第１１条の６第３項に規定する３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- ２ 新条例附則第１２条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第４条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和４年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- ２ この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和５年法律第１８号)附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第１５条の規定の適用については、同項

中「、第 3 9 項若しくは第 4 6 項」とあるのは「若しくは第 3 9 項」とする。